

改正履歴

平成25年2月28日公布

この条例中目次の改正規定、第6章の章名の改正規定及び第15条の改正規定は平成25年3月1日から、第8条第3項及び第17条の改正規定は平成25年4月1日から施行する。

○制定・改廃及び趣旨

地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったこと及び政務調査費の名称が政務活動費に改められたことから、本条例について所要の改正を行うものです。

また、議員の定数改正の提案の方針等について、より明確にするため、所要の改正を行うものです。

○改正内容

- (1)政務調査費を政務活動費に改めます。〈目次、第6章の章名及び第15条関係〉
- (2)議会の討議への市民参画のため、本会議においても公聴会制度及び参考人制度を活用することとします。〈第8条関係〉
- (3)議員の定数の改正を提案するに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員の定数並びに当該団体の人口、面積、財政規模等との比較及び検討を行い、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとします。〈第17条関係〉

○新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第6章 政務活動費（第15条）</p> <p>（市民の参画）</p> <p>第8条</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的事項に係る調査並びに法第115条の2（委員会においては法第109条第5項において準用する法第115条の2）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>第6章 政務活動費</p> <p>（政務活動費の執行及び公開）</p> <p>第15条 会派（亀山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年亀山市条例第5号。以下この条において「条例」という。）第2条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。</p> <p>2 会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。</p> <p>（議員の定数）</p> <p>第17条 亀山市議会議員定数条例（平成24年亀山市条例第32号）に定める議員の定数の改正を提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員の定数並びに当該団体の人口、面積、財政規模等との比較及び検討を行い、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第6章 政務調査費（第15条）</p> <p>（市民の参画）</p> <p>第8条</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>第6章 政務調査費</p> <p>（政務調査費の執行及び公開）</p> <p>第15条 会派（亀山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年亀山市条例第5号。以下この条において「条例」という。）第2条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務調査費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。</p> <p>2 会派は、政務調査費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。</p> <p>3 政務調査費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。</p> <p>（議員の定数）</p> <p>第17条 議員の定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。</p> <p>2 議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮するとともに、類似自治体の議員の定数と比較及び検討して定めるものとする。</p>